

ATTENTION

# 経営者が 遺産相続で

注意したいこと



遺産分割  
協議で  
悩まないためには!

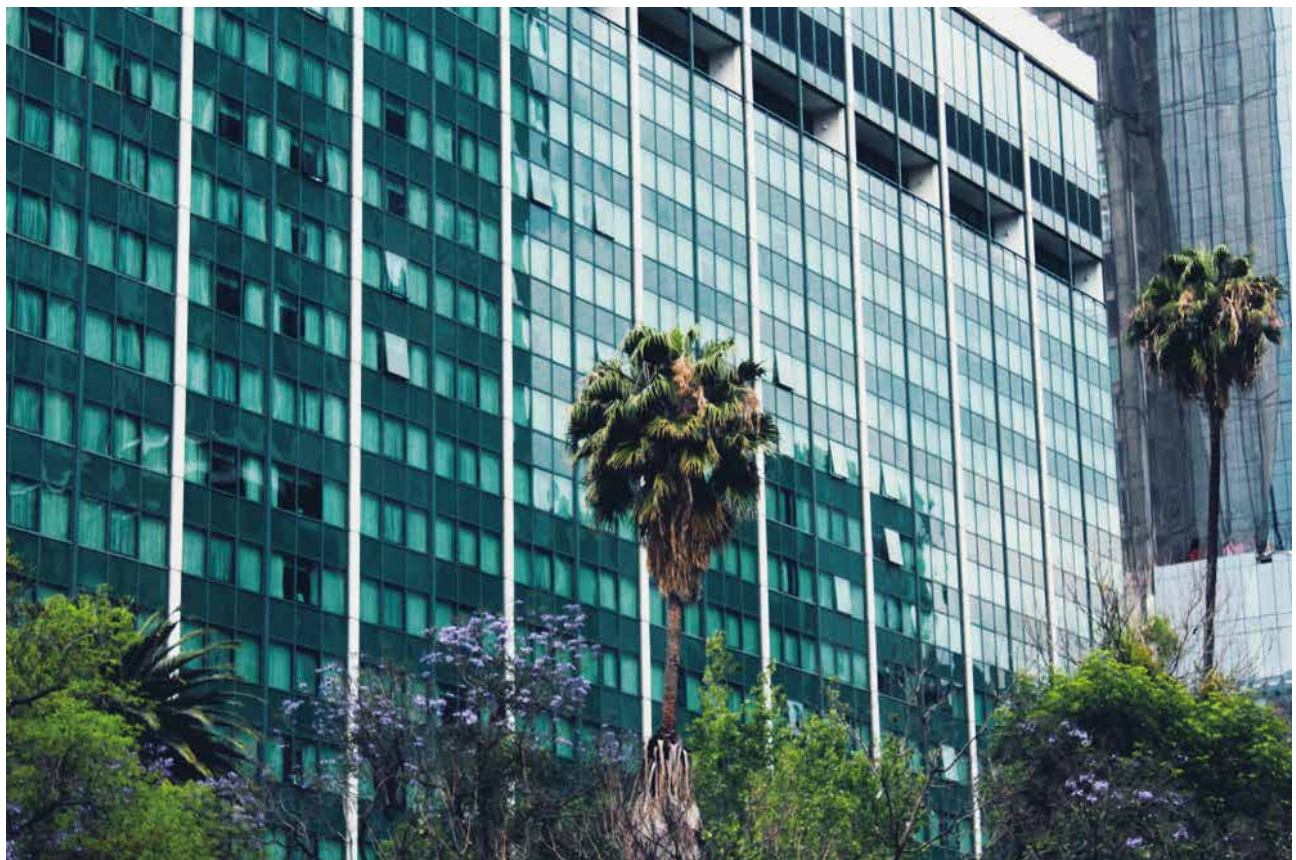
はじめに ..... 3

遺産分割の概要とその方法  ..... 4

事業承継における遺産分割の特徴  ..... 4

遺産分割協議が整わない場合のガバナンスリスク  ..... 6

円滑に遺産分割協議を行うために  ..... 8



事業承継における遺産分割の特徴としては、企業オーナーの相続財産の大部分が自社株式などの事業用資産であるということが挙げられます。

事業承継を成功させるためには、会社経営に関する事業用資産は全て後継者に集中して相続させる必要がありますが、そうなりますと後継者以外の相続人に分け与えることのできる財産がほとんどなくなってしまい、遺産分割協議が紛糾してしまうという問題が多発しています。後継者と後継者以外の相続人全員の合意のもと、この遺産分割協議をいかに円滑にかつ迅速に完了できるかということが、事業承継の成否のカギを握っています。

そこで本稿では、事業承継における遺産分割の特徴について言及し、またその遺産分割協議が整わない場合のガバナンス上のリスク・デメリットを説明します。さらにそのような事態に陥らないために、事前にどのような対策を講じておく必要があるかについても説明していきます。

- 本稿は執筆者が信頼できると判断した各種データに基づき作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。
- 本稿に記載された内容は執筆時点でのものであり、今後予告なしに変更されることがあります。



## 遺産分割の概要とその方法

遺産分割とは、被相続人が保有していた財産を各相続人に分ける手続きのことです。事業承継においても企業オーナーが死亡した場合には、その保有資産を後継者はじめその他の相続人で分けることとなります。

遺産分割の手法には、「指定分割」「協議分割」「審判分割」の3つがあります。「指定分割」とは、被相続人が生前に遺言を書きおき、その指定に従って遺産を分割する手法です。また、「協議分割」とは、遺言がない場合に、遺産分割協議を行い相続人全員の合意により遺産を分割する方法であり、万一この遺産分割協議が整わない時に家庭裁判所の審判により遺産分割する方法を「審判分割」といいます。

事業承継においては、遺言や円満な協議により、円滑に遺産分割できることが望ましく、家庭裁判所による審判にまでもつれ込み泥沼化するようなことのないよう、事前にリスクを理解し対策を講じておく必要があります。

特に事業承継における遺産分割においては、企業オーナーが保有する自社株式という財産の特殊性から、後継者と後継者以外の相続人との間で遺産分割協議が紛糾するケースも多く、事業承継がうまくいかない理由の一つになっています。

もし遺産分割協議が整わない場合には、ガバナンス上のリスクも発生し会社が空中分解してしまう可能性もありますので、入念な事前対策が必要となります。

## 事業承継における遺産分割の特徴

### ①経営権の確保と遺留分の問題

事業承継における遺産分割の特徴としては、企業オーナーの保有資産ポートフォリオが一般富裕層とは異なり、その相続財産の大部分が自社株式などの事業用資産であるということが挙げられます。

事業承継を成功させるためには、自社株式や事業用不動産といった会社経営に関する資産は全て後継者に集中して相続させる必要があります。つまり、事業承継における遺産分割の基本的考え方としては、自社株式等の事業用資産は後継者へ、それ以外の一般財産を後継者以外の相続人へ相続させるということになります。

しかしながら、中小企業のオーナーの相続財産の大部分が自社株式であった場合、自社株式を後継者へ相続させると、後継者以外の相続人に分け与えるべき財産がほとんどなくなってしまい、遺産分割協議が紛糾してしまうというケースが多発しています。つまり、企業オーナーの財産を後継者が

独占してしまい、後継者以外の相続人の納得が得られないということです。

もともと、一定の相続人には、最低限この割合だけは相続できるという「遺留分」という権利が認められています。各相続人の遺留分は下表の通り、法定相続分の半分であり、例えば相続人が後継者与其他兄弟2人の場合は、各相続人は「6分の1」までは自分の権利を主張でき、この遺留分の効力は遺言の効力にも勝る民法上最強の権利といえます。

遺産分割協議は、**相続人全員の合意により成立**します。誰か一人でも異を唱えた場合には遺産分割協議は成立しません。したがって、後継者以外の相続人の遺留分を侵害するような遺産分割協議は成立する可能性は極めて低く、家庭裁判所では、何と年間1万件程度の審判が扱われ、そのうち調停が成立しないケースは40%程度にも及ぶというデータもあります。そうなりますと、遺産が未分割のまま相続税の申告手続きを迎えることになり、事業承継ができない状況になってしまいます。

### ■事業承継における相続人のケースと遺留分

ケース	法定相続人	法定相続分	遺留分
配偶者と子供2人の場合	配偶者	2分の1	4分の1
	後継者	4分の1	8分の1
	後継者以外の相続人（1人）	4分の1	8分の1
配偶者と子供3人の場合	配偶者	2分の1	4分の1
	後継者	6分の1	12分の1
	後継者以外の相続人（2人）	各6分の1	各12分の1
子供2人のみの場合	後継者	2分の1	4分の1
	後継者以外の相続人（1人）	2分の1	4分の1
子供3人のみの場合	後継者	3分の1	6分の1
	後継者以外の相続人（2人）	各3分の1	各6分の1

※遺留分は基本的に法定相続分の2分の1

※各ケースの後継者以外の相続人の遺留分に留意する

### ②自社株式の評価額の問題

事業承継の遺産分割においては、もう一つ大きな問題が横たわっています。それは自社株式の評価額をどうするかという問題です。つまり、相続後の遺産分割協議において企業オーナーが保有していた自社株式の価値をいくらと見るか、後継者とその他の相続人との間で見解が異なり合意に至らないということが多発しています。

上場株式であれば売買のマーケットがあり時価データは常に公表されていますので問題ありませんが、中小企業等の非上場株式については、その相続税法上の評価額は計算により算出しなければなりません。具体的には、財産評価基本通達という行政通達に則り算定するのですが、この相続

税法上の評価額は一般にその自社株式の実勢時価よりも低く算定される仕組みになっています。つまり、自社株式の価値算定には、「実勢時価」と「相続税法上の評価額」に乖離があり、これをどうみるかという問題が発生するのです。

後継者にとっては相続税法上の低い株価が有利ですが、その他の相続人からは会社の収益力や保有資産価値を勘案すればより高い時価になるものと主張され、この自社株式の価値の問題からも、遺産分割協議が整わないということもよくあるのです。

(遺産分割が整わない場合、最終的には裁判所が株価を算定することになりますが、時間がかかり事業承継が滞ってしまうことになります。)

## 遺産分割協議が整わない場合のガバナンスリスク

### ①遺産分割協議が整わない場合

遺産分割協議が整わない場合は、家庭裁判所の調停となり、それでもまとまらない場合は審判手続により遺産を分割することになります。この場合、最終的な解決までには数年かかり、また審判手続の費用も多額にかかってしまうことになります。

さらにこの遺産分割協議や調停手続が続いている間は、自社株式が相続人の共有の状態になってしまい、事業承継が完了せず会社のガバナンスが極めて不安定な状態に置かれることになります。

### ②自社株式の準共有状態

遺産分割協議が長期化し相続財産が未分割の場合、自社株式の所有権は誰が持つことになるのでしょうか。

この場合、自社株式は相続人全員の準共有という状態になります。これは、各相続人がその法定相続分に応じた株数を相続するというのではなく、「相続人全員が自社株式全体を法定相続分に応じて共有し合う」ということになります。そして実在する物ではなく、株式の権利の共有なので準共有と呼ばれます。

この準共有とは、いわゆる一株一株を相続人全員がシェアするイメージであり、この場合議決権の行使が非常に難しくなります。

自社株式の準共有状態における議決権の行使につき会社法では以下の通り定められています。

## 会社法106条

株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者1人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。

つまり、株式が準共有状態である場合には、誰か権利行使者を決定してその人が議決権の行使をするということになります。自社株式が各相続人にシェアされ、かつ意見の衝突により遺産分割協議が整わない場合には、権利行使者を決定できず後継者が会社の意思決定をすることができない状態が続くこととなります。これでは事業承継がいつまで経っても完了せず、会社が空中分解してしまう大きなリスクを抱えることとなります。

また万一後継者以外の相続人が権利行使者となった場合には、後継者が役員を解任されてしまうというおそれもあります。

### ③その他のデメリット

この他にも、遺産分割協議がまとまらない場合のデメリットはあります。たとえ遺産が未分割の場合でも相続税についてはその申告期限までに申告し納税を済ませなければなりません。

この場合、各相続人が法定相続分により財産を相続したものとして相続税を算出・申告し納税をすることになります。しかし遺産が未分割の場合は、相続税の配偶者控除、小規模宅地等の特例といった相続税を大きく軽減できる特例を受けることができなくなります。これらの特例は、申告期限までに遺産分割が確定していることが適用要件となっており、遺産未分割の場合は特例を適用しないで計算して算出した高額の相続税を納税しなくてはならないというデメリットもあります。

以上のように、事業承継において遺産分割協議が整わないことのデメリットは数多くあり、遺産分割は円滑にかつ迅速に確定する必要があるといえます。

## 円滑に遺産分割協議を行うために

事業承継を成功させるポイントの一つは、自社株式を後継者に集中させることであり、そのための遺産分割協議を円滑かつ迅速に完了させる必要があります。

相続をめぐる親族間の争い、遺産分割協議の長期化を回避するためには、企業オーナーの生前にしっかり対策を検討しておく必要があります。具体的には、後継者以外の相続人の遺留分に配慮し分け与える財産を準備しておく、遺言を書いておく等の対策となります。

### Point1 流動資産を増やす

企業オーナーの保有資産のポートフォリオの特徴である事業用資産とその他資産のアンバランスを是正していくという考え方で、分配しやすいまたは納税資金にもなる金融資産を増やす対策をとるという手法を検討します。

例えば、生命保険を活用し企業オーナーの死亡退職金の原資を準備し、この死亡退職金を相続財産とすることで、後継者以外の相続人の遺留分に対する有効な対策となります。

具体的には、契約者(保険料負担者)を会社、被保険者を企業オーナー、保険金受取人を会社とする長期平準定期保険等に参加し、企業オーナー死亡時(相続発生時)に保険金を会社が受取り、それを弔慰金とし遺族に支払うことで相続財産のうち流動資産の割合を増やすことができます。また死亡退職金は、法定相続人一人当たり500万円の非課税枠があり、相続税の節税効果もあります。

### Point2 事業用資産を減らす

流動資産を増やすと同時に、逆に後継者へ相続すべき事業用資産を減少させ、相続財産のアンバランスの是正を図ります。

例えば、企業オーナーの会社への貸付金や立替金は債権として相続財産になりますが、これは換金化しづらい事業用資産となります。これを銀行からの融資で肩代ってもらい、企業オーナーの貸付金という事業用資産を現預金に変えておくということが考えられます。

また、工場や本社の土地の一部が企業オーナー個人名義である等、事業用不動産の所有関係が個人法人でねじれている場合も、企業オーナー個人名義の土地を事前に会社が買い取っておけば、企業オーナー保有の事業用不動産が現預金に変わり、事業用資産を減らしておくことができます。

このように、事前に事業用資産を流動資産等へ組み替えるための対策を講じておくことで、だいぶ遺産分割協議がやり易くなります。



### Point3 種類株式を活用する

会社の経営権は後継者に承継させながら、その他の相続人に対しても財産を相応に分配し、財産をめぐる兄弟間の争いを未然に防ぐための対策として、種類株式の活用も検討できます。

例えば、企業オーナーの保有する株式のうち、一定割合を議決権の無いかつ剰余金の配当を普通株式に優先して受けられる株式（優先配当の無議決権株式）に変更し、議決権のある普通株式を後継者へ、優先配当の無議決権株式を後継者以外の相続人へ相続させる旨の遺言を書いておくというものです。この手法により、会社の経営権（議決権）は全て後継者に集中されるためガバナンスは安定します。一方後継者以外の相続人は、会社経営に参画できませんが、優先して会社からの配当金を受け取ることができるため、財産分与という観点からは相続人間のバランスが取れる手法といえます。

### Point4 遺言を作成しておく

相続財産のポートフォリオの是正や流動資産の積み上げが進んできたら、相続発生時に企業オーナーの意思通りに相続人に遺産を移転させ、将来の紛争を未然に防ぐための手段として遺言を作成しておく必要があります。ただし、事業承継における遺言作成時の留意点として、遺言執行をスムーズに行うため公正証書遺言で作成すること、自社株式等の事業用資産は全て後継者へ相続させること、後継者以外の相続人の遺留分を侵害しない遺言を作成すること等が挙げられます。

特に遺言が相続人の遺留分を侵害していた場合、遺留分は遺言の効力に優先するため、後日家庭裁判所に対し遺留分侵害額請求がなされると、これではせっかく遺言で回避しようとした相続人間の争いが現実化してしまうこととなります。このような「争族」にならないよう、特に事業承継においては後継者以外の相続人の遺留分に配慮した遺言を作成しておくことが必要となります。

### Point5 利害関係者間で事前によく話し合っておく

遺産分割協議とは、何よりも人と人の利害の調整であり、やはり最終的にはお互いの納得感というものが最も重要です。そこには経済合理性のみならず、感情や好き嫌い、相続人個々人の置かれた状況や背景等、様々なファクターが存在します。

こういった複雑な問題を紐解き、お互い納得して協議を完了させるためには、例えば事業承継コーディネーターや行司役を立てて利害関係の交通整理を行い、企業オーナーの生前に時間をかけて相続人全員の意見や思いをすりあわせておくといったことが重要な作業となります。

相続において、相続人間で事前に認識を一つにしておくべき事項としては以下のようなことが挙げられるでしょう。

企業オーナーの  
思い・希望  
(遺産分割案も含めて)

相続人一人一人の  
思い・希望

相続税の  
一般的な法律の  
知識(税額算出方法・  
遺留分など)

自社株式の  
相続税法上の  
評価方法

現在相続が  
発生した場合の、  
大まかな遺産総額と  
相続税額

企業オーナーが元気なうちに、こういった各々の思いや背景をお互い理解し、相続人間の相続税に対する知識レベルをそろえておくことで、遺産分割協議がスムーズに進み事業承継が成功する可能性が高くなると言えるでしょう。

**【執筆： 齋藤戦略会計事務所 代表 税理士 齋藤 安正】**

**■略歴**

平成8年に早稲田大学法学部を卒業し、大手銀行に入社。16年以上にわたり銀行業務に従事する傍ら、税理士資格を取得。東京都内や埼玉県内の支店での中小企業・個人の融資業務、本部企画セクションにおける事業承継対策支援業務や人材育成(研修)業務の経験を活かし、銀行退職後、都内税理士法人にて一般税務・事業承継コンサルティング、中小零細企業の財務コンサルティング業務に従事した後独立し現在に至る。

**■取得資格**

税理士、経営学修士(早稲田大学大学院商学研究科MBA)、  
CFP、1級FP技能士

**■執筆等**

- 論文「地域中小企業のM&A業務こそリレバンの実現である」  
(『週刊金融財政事情』2008.3.3号 掲載)
- 論文「中小会社の株主総会 ～招集手続の簡略化とその問題点～」  
(財団法人 みずほ学術振興財団 懸賞論文 佳作受賞)

**ご相談はこちら**

名称 : プレミアサロンうらわ

電話番号: 048-886-8011

所在地 : さいたま市浦和区高砂一丁目16番12号 アトレ浦和 West Area 4階

取扱業務: 相続・遺言信託・事業承継・資産活用などの各種ご相談

営業時間: 年中無休※ 平日11:00~21:00、土日・祝日11:00~19:00

※年末年始、アトレ浦和の休業日は除きます

完全予約制(下記予約ページからご予約いただけます)

<https://premier.resv.jp/reserve/calendar.php>

※プレミアサロン(リンク)では事業承継に役立つ情報を配信しています

<https://www.saitamaresona.co.jp/premiersalon/index.html>

※当電子書籍は掲載日時点の税制・関係法令などに基づき記載して制作したものです。

今後税務の取り扱いなどが 変わる場合もございますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。